

〈ご参考〉

公正証書遺言の作成・書き換え時の費用

●公正証書作成費用

	目的の価額	手数料
遺言公正証書の作成	100万円まで	5,000円
	200万円まで	7,000円
	500万円まで	11,000円
	1,000万円まで	17,000円
	3,000万円まで	23,000円
	5,000万円まで	29,000円
	1億円まで	43,000円
	1億5千万円まで	56,000円
	2億円まで	69,000円
	2億5千万円まで	82,000円
	3億円まで	95,000円
	3億円を超え10億円まで	5千万円を増すごとに11,000円増加
	10億円を超える場合	5千万円を増すごとに 8,000円増加

〈計算例：財産1億円の場合〉

・1人に相続させる場合

43,000円＋正・謄本代約3,000円＋加算11,000円*＝約57,000円

・2人に均等に相続させる場合

29,000円×2＋正・謄本代約3,000円＋加算11,000円*＝約72,000円

*目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円加算されます。

(出典：日本公証人連合会ホームページより)

※手数料は相続人・受遺者ごとに計算されます。

※目的の価額は時価によります。

※公証人に出張を求めた場合には、割増料金になります。

※公正証書の書き換え・取り消しには別途費用がかかります。

※詳細は公証役場にご確認ください。

●戸籍謄本・固定資産評価証明書・登記事項証明書等の取り寄せ費用

●印鑑証明書等発行手数料 など

●2020年4月1日現在の法令に基づいて作成しております。

●法令は今後変更になる可能性がありますのでご注意ください。

●詳細および具体的な取扱いについてはお近くの公証役場にご確認ください。